○関東地方整備局告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十第一項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月五日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一二六番一から成田市吉岡字来光台一一五四番三まで	○・○～三七九・九八	一〇・一三五キロメートル（メートル）

四　指定する期日　平成二十七年六月六日

○関東地方整備局告示第二百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一二八番一から成田市吉岡字来光台一一五四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月七日

○北陸地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月五日

北陸地方整備局長　藤巳　秀章

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　大沢野都市計画道路事業三・五・一号上大久保上二杉線

三　事業施行期間　自平成二十七年六月五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県富山市上大久保、上大久保字高安割、上二杉、上二杉字大銀納割、西塩野地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月五日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　弟子屈都市計画道路事業三・三・五号鐺別通

三　事業施行期間　自平成二十七年六月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道川上郡弟子屈町美里一丁目、美里二丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目及び字鐺別原野四十三線西地内

使用の部分　なし

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７４３号

横浜市緑区三保町262番地１

債務者　有限会社旭総業

代表者取締役　河合　常夫

１　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　矢島　健生

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月28日午前10時20分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６６号

福岡県福岡市中央区大名１丁目１番９号

債務者　株式会社ビズビー

代表者代表取締役　谷村　光博

１　決定年月日時　平成27年５月22日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　増永　弘

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午前10時30分

福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８号

群馬県高崎市藤塚町154番地２

債務者　有限会社シダ

代表者取締役　志田　武彦

１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　赤石あゆ子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午前11時

前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６０号

三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ25番22号

債務者　株式会社キャプテン

代表者代表取締役　首藤　幸丕

１　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時15分

津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８３４号

大阪市天王寺区堀越町12番11号

債務者　株式会社ロゲイン

代表者代表取締役　吉川　益生

１　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　岡野　紘司

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６８号

大阪市中央区釣鐘町２丁目３番17号

債務者　株式会社アドライト

代表者代表取締役　樽谷　裕

１　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　和田　信也

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８号

兵庫県姫路市亀山２丁目43番地

債務者　有限会社明徳海運

代表者取締役　山本　一則

１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　荻野　正和

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前10時20分

神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２５号

熊本市南区野田２丁目30番31号

債務者　株式会社コーラル

代表者代表取締役　大城　克己

１　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　前田　大志

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後２時

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係